

東松島市 地域経済持続協力金 (令和4年度物価高騰対策)のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大による物価高騰の影響が広く本市経済にマイナスの影響を及ぼす中で、地域経済の持続に向け事業継続に努める商工業者に対し、協力金を支給いたします。

支給額 : 1事業者あたり「**5万円**」

受付期間 : 令和4年12月15日(木)から令和5年2月10日(金)まで

1 対象となる事業者 (下記全てに該当する事業者)

- (1) 東松島市内に事業所(店舗)を有する商工業者(※大企業除く)
- (2) 申請日時点において営業実態が確認できる事業者であって、申請日以降も事業を継続する事業者であること。
- (3) 事業の営業に際し、法令違反がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

<注意事項>

- ・ 商工業者は、商工会法第2条に規定する者をいいます。
- ・ 本協力金の申請は、東松島市商工会で受付・認定します。なお、商工会員となっていない商工業者も申請できます。
- ・ 2事業所(店舗)以上有する場合でも一律の金額となります。
- ・ 営業実態の確認は、直近(申請月を含む最近3か月)の売上有無で確認します。
- ・ これまでに実施した新型コロナ関連の市協力金(拡大防止協力金、市民生活維持協力金等)と重複して申請することができます。

2 申請の際に必要な書類

※ 商工会員は様式第1号以外の書類を省略することができます。

	提出書類	備考
1	申請書兼請求書(様式第1号)	
2	直近の確定申告書の写し (税務署の受付が確認できるもの)	法人: 法人税申告書別表1、法人事業概況説明書(表面のみ) 個人: 所得税確定申告書第1表、 青色申告: 青色決算申告書(表面のみ) 白色申告: 収支内訳書(表面のみ) ※ 創業後、まだ決算期を迎えていない場合は、登記事項証明書 又は 開業届の写し
3	直近の売上が分かる帳簿等の写し (※ 直近の売上: 申請月を含む最近3か月のうち、 任意の1か月の売上 例) 令和4年12月申請: 令和4年10~12月のうち、 任意の1か月の売上)	売上帳簿、売上台帳 等
4	代表者の本人確認書類の写し	例) 運転免許証、パスポート、健康保険証 等
5	振込先口座番号と口座名義がわかる通帳等の写し	
6	提出書類チェックリスト	

申請書は、東松島市のホームページからダウンロードしてください。
(市役所商工観光課、市役所本庁舎総合案内窓口、東松島市商工会の窓口でも配布しております)

< 申請書提出先 > ※郵送のみ (新型コロナ感染防止のため、郵送での提出をお願いします。)

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字河戸7

「東松島市商工会」 宛 ☎0225-82-2088

問合せ時間: 午前9時~午後4時(平日のみ)

申請書はこちらから↓

